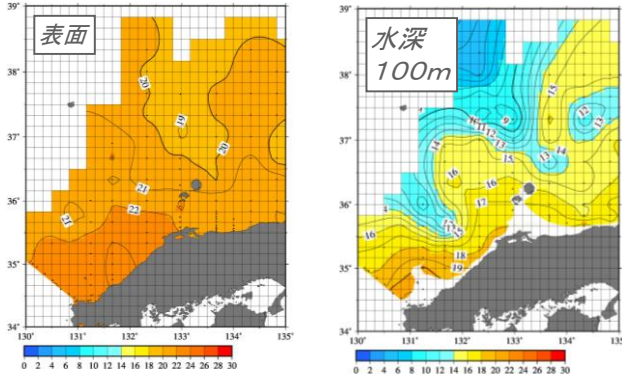
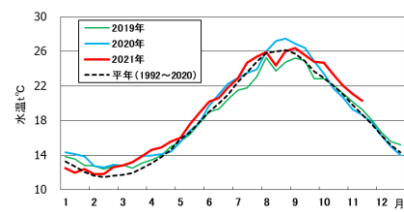




## 鳥取沿岸の水温

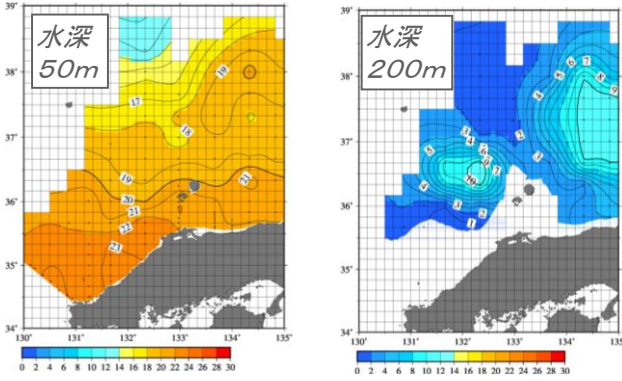
鳥取県栽培漁業センター 沈砂槽  
(電話:0858-34-3321)

11月中旬 20.3℃  
平年より 1.6℃高め



鳥取県沖と隠岐諸島周辺海域の水温は20～21℃で、平年(直近20年)よりやや高めの値(+0.92℃)を示しています。

水温は16～17℃を示し、平年並みの値を示しています。



水温は21～22℃を示し、平年よりやや高めの値(+0.96℃)を示しています。

鳥取県沖北緯36°10'付近、鳥取県東部沖北緯36°30'以北に8～10℃を示す暖水域があります。

### 水産試験場

#### 2021年の大型クラゲ出現状況(10月末までの取りまとめ結果)

2021年の大型クラゲ(主にエチゼンクラゲ)は、大量発生した2009年の100分の1以下の規模でしたが、直近10年間では、最も多い出現となりました(図1)。なお、日本海で被害が多かった県は、鳥根県、福井県となりました(図2)。鳥取県沖では対馬暖流が離岸傾向にあったため、沿岸漁業の定置網では被害は限定的なものでしたが、漁場が沖合に展開した小型底びき網では、8月下旬～9月上旬に、網が上がらず、網口を開いて放流するなどの漁業に支障をきたす事例が発生しました。沖合漁業の沖合底びき網でも1網で3トンといった大量入網があり、また、沿岸域よりクラゲが入網する期間が長く、10月も水深250m以深での入網が目立ちました。11月15日時点で、本県より西方海域でクラゲのまとまった出現は確認されていません。今年はこちらにて終息となる見込みです。



図1 直近10年のクラゲ発見数合計

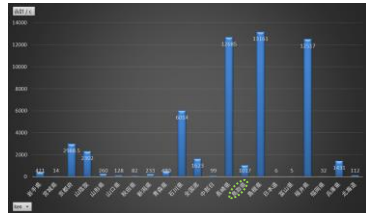


図2 2021年の県別クラゲ発見数合計

※一般社団法人漁業情報サービスセンターからの提供(データは10月28日時点)

#### 令和3年度第1回境港地区漁海況連絡会議を開催します

沖合漁業における水産資源の動向や今後の漁模様についての説明会を次のとおり開催します。是非お越しください。

※コロナウイルス感染状況により中止する場合があります。

日時 令和3年12月15日(水) 午後1時30分～午後3時まで

場所 みさき会館大会議室 (境港市昭和町9-20)

- 内容 (1) 海洋環境の見直し  
(2) 浮魚類(スルメイカ、マアジ、マサバ、マイワシ、クロマグロ)の漁況  
(3) 底魚類(ズワイガニ、沖合底びき網のその他主要魚種)の漁況  
※いずれも水試の担当者が説明を行います。

令和3年4月から下記2社の広告を1年間掲載することになりました。

いつの時代も、技術とサービスをもって水産業・漁業の皆様を支援してまいります

## 西日本ニチモウ株式会社

本社 山口県下関市小月小島2丁目3-17 750-1136  
電話 083-282-4041(代表) FAX 083-282-0424  
境港営業所 鳥取県境港市栄町67番地 〒684-0006 電話 0859-44-0475 FAX 0859-42-6330

### 11月上旬の水塊配置と対馬暖流

鳥根沖冷水域	冷水域(15℃以下)が鳥根西部沖N38°20'以北、鳥根半島沖N36°40'以北に認められます。
山陰・若狭沖冷水域	冷水域(15℃以下)が鳥取東部沖N38°10'以北に認められます。
鳥取沖の冷水塊	冷水塊(15℃以下)が、N38°30'付近、N37°20'付近に認められます。
対馬暖流の流路	主流は朝鮮半島東岸に沿って北方に向かうと考えられます。主流の一部は、山口・鳥取県沖では15℃等温線に沿って流れ、隠岐諸島北方から、13℃等温線に沿って北方へ流れています。また、鳥取県沖では15℃等温線に沿ってN38°10'～N36°20'付近を東方へ流れると考えられます。

\*県内の漁獲情報については水産試験場ホームページ(鳥取県水産試験場で検索してください)に詳しく掲載しています、是非ご利用ください。

### 水産課

#### クロマグロの採捕ルールを徹底してください

**クロマグロ**  
(地方名 本マグロ、マグロ、ヨコワ(未成魚))



以下の委員会指示に違反した場合、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金科せられる可能性があります。

現在、クロマグロの資源管理については、国際的な枠組みの中で管理措置が導入されており、各都道府県にTAC(漁獲可能量)が設定されています。また、クロマグロの採捕者は限定されており、日本海・九州西広域漁業調整委員会(事務局:水産庁)から承認を受けている漁業者のみ採捕することができます。令和3年は鳥取県沖でクロマグロの小型魚(30kg未満)が釣れやすい状況ですが、承認を受けていない漁業者が一本釣り、刺網漁業などでクロマグロを採捕してしまった場合は、状態に関わらず直ちに放流してください。(担当) 漁業調整担当 電話:0857-26-7318

クロマグロの採捕承認を受けている漁業者	クロマグロの採捕承認を受けていない漁業者	遊漁者
採捕可能 ○	採捕禁止 ✗	採捕禁止 ✗

#### (関連する委員会指示(一部抜粋))

日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くまぐろ漁業の承認に係る委員会指示 2 操業の禁止 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、日本海・九州西広域において、沿岸くまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による日本海・九州西広域漁業調整委員会承認を受けなければならぬ。この限りでない。 ※動力漁船によりくまぐろを採捕することを目的とする漁業	日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくまぐろの採捕に係る委員会指示 2 くまぐろの採捕の制限 遊漁者は、日本海・九州西広域においてくまぐろ(小型魚)を採捕してはならない。くまぐろ(小型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに毎月に放流しなければならない。 4 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和3年6月1日から令和4年5月31日までとする。
--	--

### 栽培漁業センター

#### 千代川においてアユ親魚放流試験を実施しました!

千代川において、天然資源回復手法開発の一環としてアユの親魚放流試験を行いました。放流は10月下旬～11月上旬の間に3回行い、合計1,280尾のアユを放流しました。11月中旬に調査したところ、放流地点に複数の産卵場が形成されていたことから、放流親魚が産卵に寄与したと思われる。



放流作業の様子



放流地点周辺で見られたアユの群れ



見つけたアユの卵(直径約1mm)

## 潮に夢を

## 共和水産株式会社

代表取締役 前橋 知之

〒684-0006 鳥取県境港市栄町65番地  
TEL:0859-44-7171(代) FAX 0859-42-6530